

## 倫理違反申立の要領

●倫理違反の申立をする方は、別紙の倫理違反申立書に必要事項を記入して、下記の JAIMH 相談窓口へメールで送信し、提出してください。

※相談窓口メールアドレス(申立書提出先) [rinri@jaimh.org](mailto:rinri@jaimh.org)

●申立に対しては、倫理委員会において倫理規則に定める形式的な申立要件が備わっているかを審査し、申立てから概ね 1 か月以内に、「手続きを開始しない」もしくは「手続きを開始しその事実を調査する担当者を選任したこと」を通知します。

事案によっては、外部調査による場合があります。その場合は、調査委員会の選任までにさらに時間がかかる場合があります。

調査担当者ないし調査委員会が決まった後は、その指示に従ってください。

●調査に対しては、経過を時系列にまとめ、関連する資料を用意していただくと、迅速に進みやすくなります。

●調査担当者による申出人への調査は、原則、メール・オンライン等でおこなわれます。

●倫理違反の事実が認められた場合、その調査結果は公表されますが、申立人・関係者のプライバシーには可能な限り配慮することとします。

●申立書提出にあたっては、後日の確認等のため、ご自身の控えを保管されるようお願いいたします。

一般社団法人日本乳幼児精神保健学会  
JAPANESE ASSOCIATION for INFANT MENTAL HEALTH  
(世界乳幼児精神保健学会日本支部)